### 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

- I 基本的事項
- 1 事業の概要 特別会計名: 病院事業特別会計

事	業	名	病院事業		
事業	開始年	月日	昭和26年12月1日	地方公営企業法の適用・非適用	□適 用 □非適用
団	体	名	一部事務組合 三豊総合病院企業団	職員数 (H22. 4. 1現在)	732
木	構成団体	:名	観音寺市・三豊市		
なまく	- イレ 半川 座丘	比索の出記	□財政再生基準以₋	L 口早期健全化基準以上	□経営健全化基準以上
胜土	建全化判断比率の状況 -		計画期間:		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業 債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
  - 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」(工業用水道事業にあっては「供給開始(予定)年月日」)を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い(古い)ものに係る年月日を記入すること。
  - 3 事業を実施する団体が一部事務組合等(一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。)の場合は、「団体名」欄に一部事務組合 等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
  - 4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状 況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一(ただし、集計時点・集計単位は異なる。)のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
  - 5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること(複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。)。

#### 2 財政指標等

資本費	5.92 ( 21年度)	財政力指数	0.615 ( 21年度)
資金不足比率 (健全化法) (%)	( 年度)	財政力指数 (臨財債振替前)	( 年度)
経常収支比率 (%)	86.3 ( 21年度)	実質公債費比率 (%)	12.6 ( 22年度)
		将来負担比率 (%)	1.102 ( 21年度)

注 1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率 については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告(又は報告を予定している)数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、 その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること(ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、 構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。)。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表 1 の基準 1 で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

- 2 財政指標については、条件該当年度を()内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度(地方財政状況調査等における年度)を混在して使用することがないよう留意すること。3 財政力指数(臨財債振替前)については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場
- 3 財政力指数(臨財債振替前)については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率(健全化法)」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。
- 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

	新法による合併市町村、合併予定 旧法による合併市町村における公 該当なし	市町村における公営企業の統合等の内容 営企業の統合等の内容		
〔合信	并期日:平成〇年〇月〇日 合併前7	5町村:	)	

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第2条第2項に規定する合併 市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第7項の規定による告示の あったものをいう。
  - 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第2条第2項に規定する合併市町村(平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。)をいう。
  - 3 ロにレを付けた上で、市町村合併に伴い実施(予定)の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。
- 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内 容
計 画 名	三豊総合病院企業団 経営健全化計画
計画期間	平成22年度から平成26年度までの5年間
計画策定責任者:	企業長 廣畑 衛
既存計画との関係	既存計画なし
	ホームページ掲載、議会へ説明報告(3月予定)
	病院を取り巻く厳しい医療情勢の中、地域の基幹病院としての責務を果たすためには安定した経営基盤の確立が必要である。医師の確保やコスト削減のみならず、各職員が経営意識を高め、現在の黒字経営を維持していく。

- Ⅰ 基本的事項(つづき)
- 繰上償還希望額等 5

(単位:千円) 旧運用部: 年利5%以上 旧運用部:年利6%以上 旧運用部:年利6.3%以上 6.3%未満 年利6%以上 6.5%未満 旧簡保 : 年利6.5%以上 旧公庫 : 年利6%以上 年利5%以上 旧簡保 旧簡保 計 分 合 6%未満 旧公庫 年利5%以上 旧公庫 年利5.5%以上 うち年利7%以上 5.5%未満 6%未満 752, 486, 7 繰上償還希望額 752, 486, 7 旧資金運用部資金 補償金免除額 247, 655. 0 247, 655. 0 旧簡易生命保険資金 繰上償還希望額 旧公営企業金融公庫資金 繰上償還希望額

- 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、
  - 確認した補償金免除(見込)額を記入すること。 ・ 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)。
- 6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】 (単位・壬四)

							(単位:十円)
	事	<b>業債名</b>		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3% (平成22年度)	合 計
公		病院事業債				27, 752. 0	27, 752. 0
公営		病院事業債				55, 406. 9	55, 406. 9
企業		病院事業債				669, 327. 9	669, 327. 9
企業債							
	合	計	(A)			752, 486. 8	752, 486. 8
一 ※							
会計の							
(再掲) 一般会計負担分 ※上記のうち							
	合	計	(B)			0	0
	公営企業で負	担するもσ.	(A) - (B)			752, 486. 8	752, 486. 8

【旧簡易生命保険資金】 (単位:千円)

									(単)	<u>四:十円)</u>
	į	事業債	名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5% (平成22年度۶	以上 k残高) うち年利7%以上	合	計
<b>//</b>	******									
堂	***************************************	***************************************								
公営企業債			****************	**************						
業				***************	······································					
債					and the second s					
	Ę	ì	計	(A)	The state of the s	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
*						The state of the s				
(再掲) 一般会計負担分						Management of the Control of the Con				
掲負う							Managara and Manag			
分ち							· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	*****************		
	4	ì	計	(B)				***************************************	***************************************	
公宫	営企業で負	担する	るもの	(A) – (B)					***************************************	***********************

【旧公営企業金融公庫資金】 (単位:千円)

	事	<b>業債名</b>		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以 (平成22年度を	し上 k残高) うち年利7%以上	合	計
公	*************								
営	***************************************	***************************************							
企		***************************************	***************************************						
営企業債			***************************************	**************************************					
債				anning and a second second					
	合	計	(A)		entering and the second				
- **					anning and a second a second and a second and a second and a second and a second an				
(再掲) ※上記のうち					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
掲負う						anning and a second			
分ち							***************************************		
	合	計	(B)				-9-10,	*****************	
公言	営企業で負担	するもの	(A) - (B)					71.	**********************

- 注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在
  - 1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
     2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
     3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
     4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

## Ⅱ 財務状況の分析

	S.	/\		由
<u></u> 財	務 上	<u>分</u> の特	徴	内 容 診療圏人口13万人の観音寺三豊地区の地域中核病院として、昭和57年より 健全経営を維持している。過去3年間の経常収支比率は平成19年度108.7%、平 成20年度105.5%、平成21年度105.0%である。 今後は新棟整備事業による建物・医療機器等の購入費用やそれによる減価償 却費の増加、また、医師・看護師などの人員確保による費用の増加が見込まれ るが、これまでの健全経営を維持することに努める。
経	営	課	題	課 題 ① <u>医師の確保</u> 現在、自治体病院の多くが医師不足に直面している。安定した病院経営のためには医師の確保が最も重要であり、そのために医師の労働環境や給与等の待遇面での改善を図る。  課 題 ② <u>看護師の確保</u> 医師不足と同様に看護師も不足している。現行の制度では看護師を手厚く配置することでより多くの診療報酬を得ることが出来るため、病院に保育施設を設置するなどし、看護師の定着及び獲得を目指す。
				課 題 ③ 人件費の適正化  これまでは業績を問わない年功序列的な給与体系であったが、人事考課制度 の導入により人件費の適正化を図る。  課 題 ④ 収入の確保  平成21年度よりDPC(包括評価)対象病院となり効率的な医療を提供する こととしているが、入院患者に対するDPC対象患者の割合は現在80%未満である。また、収入確保の観点からもその割合は少なく、今後、DPC対象患者の増加に努めなければならない。
留	意	事	項	課 題 ⑤

- 注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。
  - 2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。
  - 3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記 入すること。
  - 4 必要に応じて行を追加して記入すること。

## Ⅲ 今後の経営状況の見通し(①法適用企業)

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円.%) 年 度 平成19年度 平成20年度 平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成17年度 平成18年度 平成25年度 平成26年度 (計画前5年度) (計画前4年度) (計画前3年度) (計画前々年度) (計画前年度) (計画初年度) (計画第2年度) (計画第3年度) (計画第4年度) (計画第5年度) ( 決 算 ) (決算) ( 決 算 ) (決算) (決算見込) 1. 営 業 ᄱ 益 (A) 10.688 10.724 11.045 11.267 11.234 11.099 11.166 11.280 11.131 11.211 (1) 料 金 収 入 10.221 10.248 10.565 10.846 10.617 10.392 10.459 10.574 10.424 10.504 益 (B) (2) 受 託 益 他 480 707 (3) そ 467 476 421 617 707 707 706 707 の 収 2. 営 外 益 528 548 484 333 371 519 539 538 543 541 的 金 (1) 補 助 134 141 80 103 255 290 290 290 290 136 他会計補助金 220 220 220 220 70 72 76 21 28 211 収 その他補助金 62 65 59 66 75 44 70 70 70 70 益入 (2) そ の 他 392 414 343 253 268 264 249 248 253 251 計 (C) 11.216 11.272 11.529 11.600 11.605 11.618 11.705 11.818 11.674 11.752 業 用 9.977 10.006 10,015 10,369 10.432 10,752 11,062 11,329 11.079 10.898 1. 営 費 費 (1) 職 給 与 5.350 5.268 5.291 5.510 5.81 6.072 6.000 6.000 6.000 6.000 収 本 給 2.148 2.106 2.092 2.170 2.206 2.403 2.400 2.400 2.400 2.400 的 退 職手 当 の 他 3.202 3,162 3,199 3,340 3,609 3,669 3.600 3,600 3.600 3,600 益 (2) 料 費 2.948 2,882 2,800 2.934 2,996 2,780 2,829 2.800 2.800 2.800 うち薬品費 1,715 1,758 1,756 1,804 1,598 1,642 1,642 1,642 1,642 1,642 収的 費 1.041 1,068 1,113 1,187 1,216 1,250 1,365 1,245 1,225 1,225 うち委託費 486 509 553 594 603 700 700 700 700 700 9 他 86 83 86 139 107 98 238 386 120 101 支 (3) 減 却 552 653 643 537 514 503 659 898 934 772 用 2. 営 業 外 623 605 591 624 624 463 597 603 600 599 支 息 (1) 支 189 181 169 161 151 149 90 83 76 69 出 (2) そ 他 434 424 422 463 473 314 507 520 524 530 計 (D) 10.600 10.611 10.606 10.993 11.056 11.215 11,659 11.932 11,679 11.497 923 益 (C)-(D) (E) 616 661 549 403 255 607 46 -114益 (F) 4 失 (G) 12 益 (F)-(G) (H) 当年度純利益(又は純損失) (E)+(H) 661 915 599 529 616 403 46 -114255 繰越利益剰余金又は累積欠損金 (1) 135 212 238 202 200 102 405 351 137 32 産 (J) 9,146 10,117 11,378 13,440 14,118 8,019 6,868 6,659 5,920 6,238 うち未収金 1.497 1,683 1,772 1,633 1,828 1,580 1,580 1,580 1,580 1,585 流 債 (K) 負 550 479 497 846 1.357 1.319 1.345 1.345 538 538 うちー時借入金 うち未払金 515 443 460 690 513 476 500 500 500 累 積 欠 損 金 比 率 ( (I) ×100 ) 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 営業収益 - 受託工事収益(A)-(B)(M) 地方財政法による資金不足の比率  $((L)/(M) \times 100)$ 健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N) 健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O) 健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 健全化法第22条により算定した資金不足比率  $((N)/(P) \times 100)$ 

		. ^ 444 /=										
		1. 企 業 債	300		100		380	320				
ì	× _	資本費平準化債										
	` <u>L</u> :	2. 他 会 計 出 資 金	32	34	16							
資	;	3. 他 会 計 補 助 金	3		3	3	3	3	3	3	3	3
2	k [₄	4. 他 会 計 負 担 金	124	134	176	438	353	62	46	47	47	49
	ţ	5. 他 会 計 借 入 金										
本自	4 (	6. 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	149	15	119	66	177	1,854	431	152	12	
7	, [	7. 固定資産売却代金										
	- 8	8. 工 事 負 担 金										
4	Z (	9. そ の 他										
的		計 (A)	608	183	414	507	913	2,239	480	202	62	52
7	(/	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当 (B)										
'	图	朗										
de L	糸	純 計 (A)-(B) (C)	608	183	414	507	913	2,239	480	202	62	52
収道	·	1. 建 設 改 良 費	835	277	501	541	1,131	4,995	2,674	1,044	600	350
		うち職員給与費										
	F [	2. 企 業 債 還 金	234	254	309	307	313	1,076	199	203	213	220
支	ሳ [ :	3. 他会計長期借入返還金	123									
	₅ Ѓ	4. 他 会 計 へ の 支 出 金										
		5. そ の 他						1	1	1	1	1
H		計 (D)	1,192	531	810	848	1,444	6,072	2,874	1,248	814	571
資本的	匀収.	7入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	584	348	396	341	531	3,833	2,394	1,046	752	519
補		1. 損益勘定留保資金	624	361	420	149	228	797	406	414	683	588
て	:	2. 利益剰余金処分額	480	540	635	950	600	627	100	100	100	100
ん	;	3. 繰 越 工 事 資 金										
財	4	4. そ の 他										
源		計 (F)	1,104	901	1,055	1,099	828	1,424	506	514	783	688
補	て	ん 財 源 不 足 額 (E)-(F)	-520	-553	-659	-758	-297	2,409	1,888	532	-31	-169
他	会	計 借 入 金 現 在 高 (G)										
企		業 債 現 在 高 (H)	5368	5114	4,906	4,599	4,665	3,909	3,710	3,507	3,294	3,073

(2)他会計繰入金

	(2)他:	会計	操入金																(単位:百万円)
					年		度			平成17年度 (計画前5年度)	平成18年度 (計画前4年度)	平成19年度 (計画前3年度)	平成20年度 (計画前々年度)	平成21年度 (計画前年度)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
	区		分							(決算)	( 決 算 )	( 決 算 )	( 決 算 )	(決算見込)					
収	. 益	的	収	支	分					280	276	273	21	212	242	242	242	242	242
			う	ち	基準	内	繰	入	金	263	259	255	3	194	224	224	224	224	224
			う	ち	基準	外	繰	入	金	17	17	18	18	18	18	18	18	18	18
資	本	的	収	支	分					159	168	195	444	358	65	49	50	50	52
			う	ち	基準	内	繰	入	金	156	168	192	441	355	62	46	47	47	49
			う	ち	基準	外	繰	入	金	3		3	3	3	3	3	3	3	3
			合			計	ŀ			439	444	468	465	570	307	291	292	292	294

(3)経営指標等

			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
			(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)		(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
			(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算見込)					
地方	財政法による資金不足の比率	率 (%)(再掲)										
料金	回収率**	(%)										
資本	費	(円又は%)										
総収	支比率(法適用)	(%)	105.8%	106.2%	108.6%	105.4%	104.8%	103.6%	100.4%	99.0%	100.0%	102.2%
経常	収支比率(法適用)	(%)	105.8%	106.2%	108.7%	105.5%	105.0%	103.6%	100.4%	99.0%	100.0%	102.2%
営業	収支比率(法適用)	(%)	107.1%	107.2%	110.3%	108.7%	107.7%	103.2%	100.9%	99.6%	100.5%	102.9%
累積	欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)										
収益	的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)										
40	収益的収入分	(%)	2.5%	2.4%	2.4%	0.2%	1.8%	2.1%	2.1%	2.0%	2.1%	2.1%
繰	うち基準内繰入金	(%)	2.3%	2.3%	2.2%	0.0%	1.7%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%	1.9%
金	うち基準外繰入金	(%)	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%
上比	資本的収入分	(%)	26.2%	91.8%	47.1%	87.6%	39.2%	2.9%	10.2%	24.8%	80.6%	100.0%
率	うち基準内繰入金	(%)	25.7%	91.8%	46.4%	87.0%	38.9%	2.8%	9.6%	23.3%	75.8%	94.2%
	うち基準外繰入金	(%)	0.49%	0.00%	0.72%	0.59%	0.33%	0.13%	0.63%	1.49%	4.84%	5.77%

- 注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。
  - (1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)
    - ア 地方公営企業法適用企業の場合=地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額/(営業収益-受託工事収益)×100
    - イ 地方公営企業法非適用企業の場合=地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額/(営業収益-受託工事収益)×100
  - (2) 総収支比率(%)=総収益/総費用×100
  - (3) 経常収支比率(%) = 経常収益/経常費用×100
  - (4) 営業収支比率 (%) = (営業収益-受託工事収益) / (営業費用-受託工事費用) × 1 0 0 (病院事業にあっては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)
  - (5) 累積欠損金比率(%) =累積欠損金/(営業収益-受託工事収益)×100
  - (6) 収益的収支比率(%)=総収益/(総費用+地方債償還金)×100
  - (7) 繰入金比率(%) =収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)/収益的収入(又は資本的収入)×100
  - 2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記入すること。
  - (1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法
    - ·料金回収率(%)=供給単価※1/給水原価※2×100
    - ※1 供給単価(円/㎡) =給水収益/年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)
    - ※2 給水原価(円/㎡) = (経常費用-(受託工事費+材料及び不用品売却原価+附帯事業費+基準内繰入金(水道事業のみ))) /年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの) 但し、簡易水道事業については下記によるものとする。
      - ア 地方公営企業法適用企業の場合= (経常費用ー(受託工事費+材料及び不用品売却原価+附帯事業費+基準内繰入金+減価償却費)+企業債償還金)/年間総有収水量
      - イ 地方公営企業法非適用企業の場合= (総費用- (受託工事費+基準内繰入金) +地方債償還金) /年間総有収水量
  - (2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法
    - ·使用料回収率(%)=使用料収入※/汚水処理費※×100
    - ※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された(又は報告すべき)数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は 「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるので、留意すること。
  - 3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。
- 4 上記指標のうち(再掲)と記してあるものは、「(1)収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

## (4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方(前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成21年度実績をもとに、収益は現状維持を見込む。 新棟整備事業では、平成23年度に救急救命センター開設、PET導入、外来化学療法室の更新等高度な医療の充実を図る。病床数は現在の519 床より、482床に減床するが患者数は現状維持を見込む。
2 他会計繰入金の見込み	現在、繰入金については、繰出し基準をもとに行なわれておらず、今後構成団体と協議し繰出し基準の明確化を図る予定である。
3 大規模投資の有無、資産売却等による 収入の見込み	平成20年度より約100億円の予算により新棟整備事業を行っており、救急救命センターの設置やPETをはじめとする高度医療機器の導入を予定している。財源としては、建設改良積立金の取り崩しと内部留保資金、企業債、地域医療再生基金等の補助金等により充当する。また、医師確保対策として、新しい医師住宅建設も継続して行っている。
4 その他収支見通し策定に当たって前提 としたもの	

- 注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。
  - ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み現在の料金設定の考え方(設定方法等)や、料金水準に対する考え方(類似団体等との比較)、今後の料金収入の見込みとその根拠(有収水量や利用者数の推移等)等について記入すること。
  - ② 他会計繰入金の見込み 他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
  - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み 大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
  - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの 収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあっては、「料金設定の考え方」については記入不要であること(「料金収入の見込み」については要記入のこと)。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

# Ⅳ 経営健全化に関する施策

	項目	Ⅱの課題番号	具体的内容
1 経	常経費の見直し		
0	定員管理	0,2	医師数は、平成17年度以降4年間で常勤医が6名減と減少傾向にあり、手術件数の制限や入院患者を制限せざるをえない診療科が出現する等重大な影響が出てきている。また、看護師も同様に不足しており、具体的対応として医師臨床研修医の給与・待遇面の改善、医師臨床研修プログラムの改善、病院に保育施設を設置するなどし、魅力のある病院、働きたい病院(職場)を目指し医師・看護師確保に努める。
0	給与のあり方		
	◇ 給与構造の見直し、地域手 当等のあり方	3	経営形態が地方公営企業法一部適用から全部適用に変わったことにより人事考課制度の導入を行う。現在の給与水準を下げずに、年功序列制度の見直しを行う。また、退職手当組合への負担金の適正化により経費を削減することで、給与費全般の適正化を図る。
	<ul><li>◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</li></ul>		該当なし
	◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		当該制度はない。
	◇ 福利厚生事業のあり方		該当なし
	維持管理費等の縮減その他経営 効率化に向けた取組		業務の見直し改善を行い、業務委託等の経費削減、適正な在庫管理を図り材料費の削減、適正な給与体系など様々な取り組みを 行っていく。
	指定管理者制度の活用等民間委 託の推進やPFIの活用		現在のところ予定なし

## Ⅳ 経営健全化に関する施策(つづき)

	項	目	Ⅱの課題番号	具体的内容
/	コスト等に見合った への引上げ、売却可能 よる歳入の確保			該当なし
	〇 料金水準が著し っては、コスト等 な料金水準への引 取組	に見合った適正		該当なし
3	経営健全化や財務状 公開の推進と行政評価			
	○ 経営健全化や財 情報公開	務状況に関する		現在、ホームページにより公開している
	〇 行政評価の導入			予定なし
4	その他			DPC対象病院となり1年以上経過した現在も、入院患者に占めるDPC対象患者の割合は80%に満たない。加えて、病床利用率も低下しているため、収入の確保のためにはDPC対象患者を増やし、入院単価の増加を目指す。

- 注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付し た課題番号を「Ⅲの課題番号」欄に記入すること。
  - 2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入する ニレ
  - 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を 記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目(資産売却収入・工事コスト縮減等)については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入 すること。
  - 4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は 更なる経営効率化のために講じることとしている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。
  - 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

## V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

## 1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	課題③ 退職手当組合への負担額を減額し、その一部を退職給与引当金に回すことで将来への不安を解消し、また費用の削減・適正化を図る。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	該当なし
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	基準外繰入はなし。
4 その他	課題④ DPC対象病院として適正なコーディング、地域の病院・診療所との連携、機能分担の強化などにより、入院単価の増加を目指し、収入の確保に努める。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)(以下、「財政健全化法」という。)に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

<sup>2</sup> 各項目への記入に当たっては、Ⅳに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

<sup>3</sup> 必要に応じて行を追加して記入すること。

- V 繰上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)
- 2 年度別目標等
- (5)病院事業【新規計画策定団体】

●左座即口標

題	目標又は実績	平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前 4 年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年度 実績	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	計画合計
	累積欠損金比率												
	企業債現在高	5368	5114	4906	4599	4665		3589	3390	3187	2974	2753	
	入院患者の確保												
	改善効果額												
	入院患者一日一人当収入の増												
Į.	(円) 改善効果額												
	外来患者の確保												
	改善効果額												
	外来患者一日一人当収入の増												
	(円) 改善効果額												
	改善効果額												
	人件費の見直し												
	うち退職手当以外												
	うち正職員												
	改善効果額												
	うち非常勤職員												
	改善効果額												
	退職手当組合負担金	383	399	393	409	415		180	200	200	200	200	
,	改善効果額	-35	-51	-45	-61	-67	-259	235	215	215	215	215	109
	改善効果額												
	7.1737113												
	改善効果額												
	,				計画前5年間改	羊林田館 入弘	-259				改善効果額 合計 A		

#### ●各種経営比率

<u> </u>	r p 22 T												
区分	目標又は実績			平成17年度 計画前5年度)	平成18年度 (計画前4年度)	平成19年度 (計画前3年度)	平成20年度 (計画前々年度)	平成21年度 (計画前年度)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
/3				(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	目標	目標	目標	目標	目標
4∀	経常収	支 比	率	105.8%	106.2%	108.7%	105.5%	105.0%	103.6%	100.4%	99.0%	100.0%	102.2%
栓	医 業 収	支 比	率	107.1%	107.2%	110.3%	108.7%	107.7%	103.2%	100.9%	99.6%	100.5%	102.9%
経営指標	職員給	与 費	率	50.1%	49.1%	47.9%	48.9%	51.8%	54.7%	53.7%	53.2%	53.9%	53.5%
煙	薬品	費	率	16.0%	16.4%	15.9%	16.0%	14.2%	14.8%	14.7%	14.6%	14.8%	14.6%
121	材料	費	率	11.5%	11.0%	10.2%	10.6%	10.5%	10.7%	10.4%	10.3%	10.4%	10.3%
			股	97.7	96	96.6	95.8	89.3	85.7	85.7	85.7	90.1	90.1
	療養 結核 核病床利用率 は は			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病床				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
床	がかればの十		伸	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			症	0	0	0	0	2.3	0	0	0	0	0
		計		96.9	95.3	96.4	95.1	88.6	85.0	85.0	85.0	90.0	90.0

- (注)1. 当該地方公共団体において策定されている公立病院改革プランや公営企業経営健全化計画に定められた各種経営比率を記入すること。
  - 2. 複数の病院を有する事業にあっては、病院ごとに作成すること。
  - 3.「病床利用率」欄には、稼働病床が許可病床と異なる場合における稼働病床利用率を上段()書きすること。
  - 4. 「類似規模」欄には、「地方公営企業年鑑」における経営規模別(黒字病院)の数値を記入すること。

(5)病院事業【新規計画策定団体】(つづき)	
●再編・ネットワーク化について	
※ 公立病院改革プラン(「公立病院改革ガイドライン」(平成19年12月24日付け総務省自治財政局長通知)参照)により定められた内容を記入すること。	
再編・ネットワーク化の見直し時期は、一刻も早期に実現すべきである。何故なら当院が現状レベルの医療を提供し続けることには、マンパワー等種々の理由により困難な状況にある。 しかし、機能分担が明確化されずに実践可能なネットワーク化を図ることは無謀な行為である。中途半端な機能分担ほど、患者(市民)や関連機関が混乱しトラブルの原因となる。 今後は、この地域における①機能分担、再編②ネットワーク化③市民への啓蒙についてPDCA 手法に基づく仕組みづくりが有用と考える。 また、見直し時期は、予算関連・事業計画等を考慮し平成26年度末までに結論を見出すべきである。尚、調整が完了したものより随時実践していく方法も有用と考える。	

## ●経営形態の見直し(民間的経営手法の導入)について

※ 公立病院改革プラン(「公立病院改革ガイドライン」(平成19年12月24日付け総務省自治財政局長通知)参照)により定められた内容を記入すること。

平成21 年度中に公営企業法の一部適用を全部適用に変更することで、選任された管理者(企業長)が病院運営において権限を発揮し、企業としての独立性を高め効率的な運営管理を目指す。また、多種多様な状況に対して、迅速且つ適正な対応が出来るようになる。